

令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

令和3年5月10日  
独立行政法人国立女性教育会館

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1 令和2年度の実績

環境配慮契約法及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結した。

2 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、⑥建築物維持管理業務、⑦産業廃棄物の処理に係る業務のうち、以下のとおり環境配慮契約を締結した。

○ 電気の供給を受ける契約

契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
契約電力	750kW
予定使用電力量	2,126,972kWh
契約方式	事業者の環境配慮の取組状況により入札参加資格を制限する一般競争入札（裾切り方式）注
入札申込者	申込者 5者
落札者	九電みらいエナジー株式会社

（注）当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、再生可能エネルギーの導入状況及びグリーン電力証書の調達者への譲渡予定量、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの。

なお、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO事業）、及び建築物の設計、産業廃棄物の処理に係る業務については調達する案件がなかった。

### 3 その他の環境配慮契約に係る事項

環境物品等の調達を円滑にするための方針を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。